

## 遺族(補償)一時金等の額の算定に用いる換算率

### 1 趣旨

- 遺族(補償)年金の受給権者の受給権が消滅した場合に、他に当該遺族(補償)年金を受けることができる遺族がなく、かつ、既に支給された遺族(補償)年金及び遺族(補償)年金前払一時金の額の合計額が、当該受給権消滅時に支給されるものとした一時金の額(給付基礎日額の1,000日分)に満たない場合は、その差額に相当する額の遺族(補償)一時金が支給されます。
- また、障害(補償)年金を受けている者が死亡した場合に、既に支給された障害(補償)年金及び障害(補償)前払一時金の額の合計額が、障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合は、その差額に相当する額の障害(補償)一時金が支給されます。
- これらの場合において、遺族(補償)年金受給権消滅時及び障害(補償)年金受給者の死亡時に支給されるものとした一時金の額については年金スライド率によるスライド後の額を使用するため、この値から減じる支給済の年金等の合計額についても現在の価値に評価し直す必要があります。

### 2 内容

平成23年8月1日から平成24年7月31日までの間に支給される遺族(補償)一時金又は障害(補償)一時金について、評価をし直す際に使用する支給済の年金等の合計額に乗すべき率(換算率)は、別紙のとおりです。

## 換算率

算定事由発生日の属する期間（支給された保険給付の額が改定されたものである場合には、当該改定後の額を保険給付の額とすべき最初の月の属する年度の前年度に該当する期間）	支給された保険給付に乗すべき率 (単位%)
50年4月1日～51年3月31日	222
51年4月1日～52年3月31日	199
52年4月1日～53年3月31日	182
53年4月1日～54年3月31日	173
54年4月1日～55年3月31日	162
55年4月1日～56年3月31日	154
56年4月1日～57年3月31日	147
57年4月1日～58年3月31日	140
58年4月1日～59年3月31日	136
59年4月1日～60年3月31日	132
60年4月1日～61年3月31日	127
61年4月1日～62年3月31日	124
62年4月1日～63年3月31日	122
63年4月1日～元年3月31日	117
元年4月1日～2年3月31日	114
2年4月1日～2年7月31日	111
2年8月1日～3年7月31日	114
3年8月1日～4年7月31日	111
4年8月1日～5年7月31日	107
5年8月1日～6年7月31日	104
6年8月1日～7年7月31日	103
7年8月1日～8年7月31日	101
8年8月1日～9年7月31日	99
9年8月1日～10年7月31日	98
10年8月1日～11年7月31日	97
11年8月1日～12年7月31日	97
12年8月1日～13年7月31日	97
13年8月1日～14年7月31日	96
14年8月1日～15年7月31日	97
15年8月1日～16年7月31日	98
16年8月1日～17年7月31日	98
17年8月1日～18年7月31日	98
18年8月1日～19年7月31日	98
19年8月1日～20年7月31日	98
20年8月1日～21年7月31日	98
21年8月1日～22年7月31日	98
22年8月1日～23年7月31日	100